

NEW

受 講 者 募 集

保護具着用管理責任者教育

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令により、令和6年4月1日から、化学物質を製造、取扱い、譲渡提供するすべての事業場において化学物質管理者の選任が義務付けられました。これにより化学物質管理者を選任した事業者は、労働者に保護具を使用させるときは、保護具着用管理責任者を選任し、有効な保護具の選択、保護具の保守管理、その他保護具に係る業務を担当させなければならないこととなりました。

《保護具着用管理責任者の選任要件》

- ① 保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者
- ② 上記に該当しない場合は「保護具着用管理責任者教育」を受講していること



上記②の方はもちろんですが、①に該当される方であっても当該教育を受講することが望ましいとされております。
職場における安全の一層の確保のため、当該教育の受講をお勧めします！

《カリキュラム（6時間）》

学 科	保護具着用管理	① 保護具着用管理責任者の役割と職務 ② 保護具に関する教育の方法	0.5 時間
	保護具に関する知識	① 保護具の適正な選択 ② 労働者の保護具の適正な使用 ③ 保護具の保守管理	3 時間
	労働災害の防止に関する知識	保護具使用に当たって留意すべき労働災害の事例及び防止方法	1 時間
	関係法令	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	0.5 時間
実 技	保護具の使用方法等	① 保護具の適正な選択 ② 労働者の保護具の適正な使用 ③ 保護具の保守管理	1 時間
	講習時間計		6 時間



使用画像：
皮膚障害等防止用保護具の
選定マニュアル(概要)
(厚生労働省)より

《開催日程・受講料・お申込方法について》

- ◎開催日時 令和7年**3月10日(月)** **9:00~16:00**
- ◎受講料 会員 **12,100円** 一般 **14,300円** (テキスト代、消費税込)
- ◎準備するもの 筆記用具、昼食、作業できる服装、防毒マスク又は防じんマスク(事業場で使用している物)、印鑑
- ◎お申込方法 申込書、写真1枚(30mm×24mm)、受講料を添えて訓練協会までお申込み下さい。

定員
30名

【前日・当日のキャンセルの場合は全額受講料を頂く事になりますので御了承下さい。】

働く皆さんのための教育訓練施設

職業訓練法人東磐職業訓練協会

〒029-0803 岩手県一関市千厩町千厩字上駒場 360-4
TEL 0191-52-2879 FAX 0191-52-5528
URL <http://www.ryoban.ac.jp>
E-mail work-up@ryoban.ac.jp

